

帝塚山大学における緊急時の対応マニュアル

このマニュアルは、帝塚山大学動物実験規程（平成 23 年 9 月 30 日制定）第 35 条に基づき、帝塚山大学において火災、地震、その他の自然災害等が発生した場合、または予知される場合に対処する防災対策について必要事項を定め、災害時における被害の軽減を図るとともに災害の復旧を円滑に行い、災害対策に関し大学としての責務を果たすために必要な事項を定める。本マニュアルは、「帝塚山大学危機管理に関する規程」に準拠し、動物資源の保護ならびに環境への影響防止のため、次の緊急時対策マニュアルを定める。本マニュアルは、帝塚山大学に出入りするすべての人に適用する。

I. 災害時における初期対応について

- ① 災害が発生した場合、大学教職員勤務時間内は総務課へ、夜間・休日は防災センターおよび守衛室に連絡する（内線電話が使用不能な場合は、直接赴き連絡を行う）
- ② 災害発生時には身体の安全を確保し、避難することを原則とするが、災害規模が小さければ初期消火や動物の収容確認等を行う。
- ③ 動物への対応
 - ・ 動物は直ちにケージに収容し、ケージを飼育棚に戻す。
 - ・ ケージの落下防止装置を確認する。
 - ・ 飼育棚の転倒防止装置を確認する。
 - ・ 上記の対応ができない場合は、ケージを床に置く
 - ・ 災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう心がける。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- ④ 運転中の機器への対応
 - ・ 運転を緊急停止する。
 - ・ オートクレーブ滅菌装置等は直ちに緊急停止ボタンを押して機械を停止させ、電源を切る。
- ⑤ 使用中の薬品への対応
 - ・ 落下しないよう床に置く等の対処をする。
 - ・ 引火性・爆発性のある薬品については奈良市火災予防条例が定める方法に従う。
- ⑥ 使用中のガス・電気・水道・蒸気への対応
 - ・ 直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。
- ⑦ 飼育室・実験室からの避難
 - ・ 避難時には動物が逃亡しないよう扉を閉める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

II. 異常発生時の連絡先

防災センター（夜間・休日）	内線 8391（3号警備）
学園前総務課	内線 7121
施設課	内線 7722
委員長	内線 1576
事務局次長	内線 7301
総務課長（学園前）	内線 7121

III. 災害時における伝達・情報収集経路

1) 勤務時間内の場合

① 災害発生時の通報・教職員への連絡

- ＊勤務時間内は学園前総務課に連絡後、防災センター、守衛室に連絡する。
- ・学園前総務課は防災センター、守衛室に連絡後、災害の状況を確認し、委員長に連絡する。
- ・委員長の指示に従って分担して飼育室等に知らせる（委員長が不在の場合は事務局次長の指示に従う）。
- ・委員長（不在の場合は事務局次長）は災害の状況を確認し、防災センターまたは施設課および守衛室に報告する。

② 救出あるいは初期消火活動

- ・災害の程度が軽い場合には、委員長の指示に従い、逃げ遅れた人の救出および初期消火活動等を行う。

③ 職員・利用者の安否の確認

- ・利用者の状況や職員の作業場所を委員長に連絡し、安否を確認する。

④ 大学構外への避難

- ・管理室前扉、近くの非常口あるいは階段を使用して避難する。
- ・避難時には開けた扉は動物が逃亡しないよう閉める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2) 夜間および休日の場合

① 大学教職員は指定場所への集合

- ・可能な限り出勤する。
- ・出勤できない場合は、委員長に連絡する。
- ・動物実験室に入室できない場合は指定場所で待機する。

② 委員長の指示に従って安否・出勤の可否について教職員同士で確認する。

IV. 復旧作業

- ① 委員長は全体の被害状況の概要を把握する。

- ② 委員長は、大学に対策室（被害に応じる）を設け、大学教職員の安否、出勤の可否などを確認した後、出勤してきた教職員により具体的な被害状況を把握し復旧行動計画を練る。また、被害状況などを大学の災害対策本部にも報告する。動物実験委員の中で、対策室で活動できるものがいれば、協力を仰ぐ。
- ③ 大学全体の被害状況の調査は二人一組になり、ヘルメット等の安全装備の上、懐中電灯を持ってそれぞれの飼育室等を中心として被害状況を確認し、その都度対策室に連絡し以後の対策方法の指示を待って行動する。
- ④ 災害後の機器の点検
 - ・ 建物の安全確認後、各機器を点検し正常に作動するか確認する。正常運転不能な場合は、修理等の手配を行う。正常運転が不能な場合は大学外に持ち出す。

V.点検項目

- ① 飼育室：飼育室内の動物の脱走の有無、飼育ラックの移動や転倒、水漏れや給水排水装置の異常などを確認する。非常時には緊急措置として逃亡動物の飼育室外への逃亡防止策を講ずる。
- ② 実験室：実験機器の異常の有無と、薬品保管庫内の試薬瓶の転倒、破損の有無を確認する。
- ③ 倉庫：消毒や薬品、器材の転倒破損状況、飼料、床敷の保管状況などの確認を行う。
- ④ 大学の外観、空調設備の建物構造または施設課員と綿密に連絡を取りあって被害状況を把握する。
- ⑤ 感染動物実験室：実験している感染動物実験実施者あるいは動物実験責任者と連絡を取り、感染事故の無いように注意して被害状況を把握する。

VI. 対応策

- ① 対応策を委員長及び対策室で協議する。
- ② 建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、逃亡動物の収容・選別（やむをえない場合は安楽死処置）、給餌・給水体制の確立、動物屍体の処置、飼飼室や実験室の清掃・消毒処理など、順次緊急を要するものから復旧作業に取りかかる。
- ③ 災害の規模が大きく、全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、動物実験実施者が実験動物を安楽死させる。
- ④ 建物、空調機などの被害に関しては、施設課との連絡を綿密に取りあって、協力して対応にあたる。

VII 報告

災害発生時、委員長は、下記事項を速やかに学長及び関係部署に報告し、総務課に記録を残す。

- ① 人身事故の有無
- ② 動物への被害

- ③ 建物・設備などの被害
- ④ ライフラインの状態
- ⑤ 物的・人的応援の必要性

VIII. その他

各自で必要と考えられる措置を実施し、後日大学に連絡する。

付則

このマニュアルは、平成 27 年 4 月 1 日から制定する。

付則

このマニュアルは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

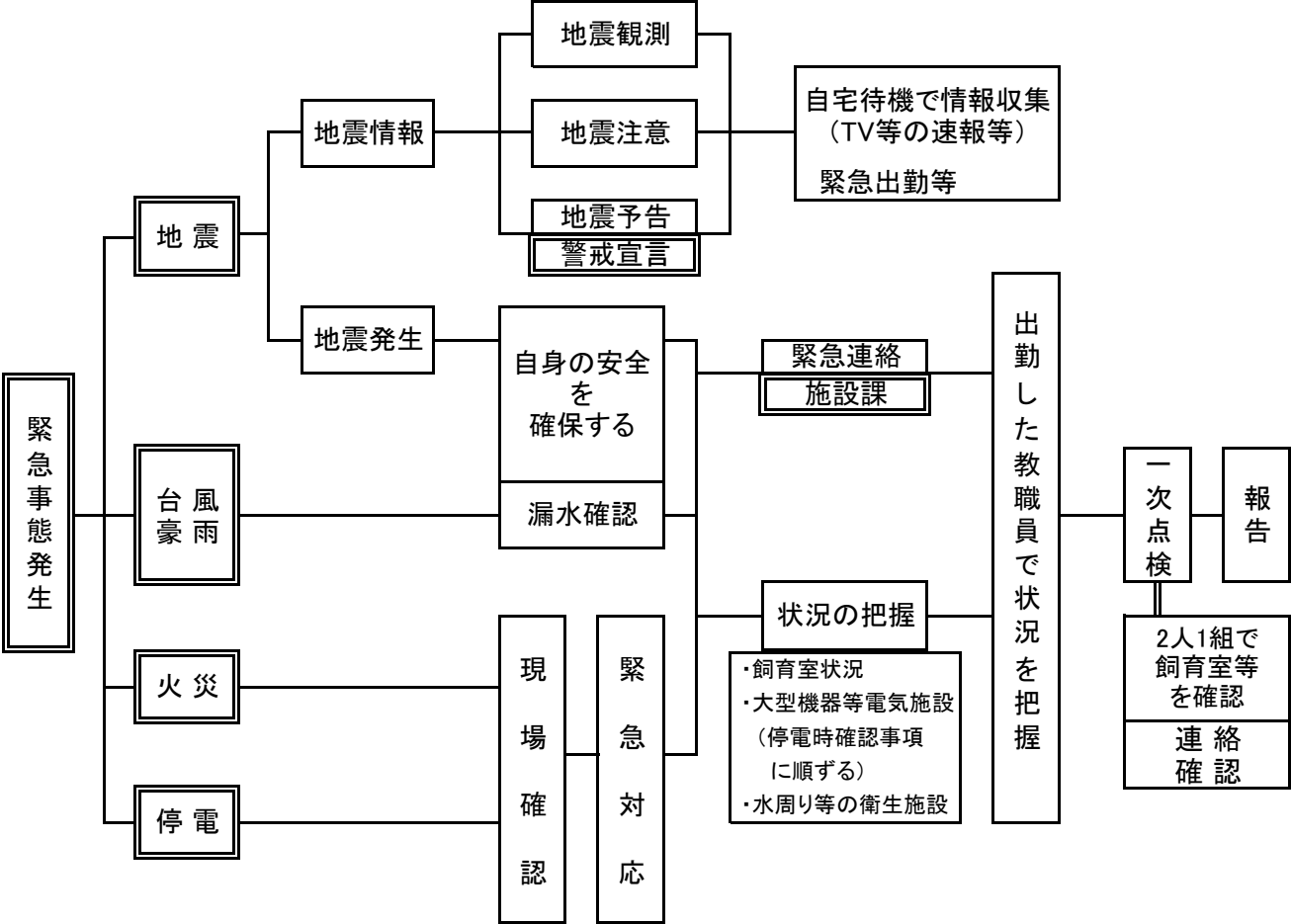
付則

このマニュアルは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則

このマニュアルは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

災害対策マニュアル概要（公開用）



緊急連絡網（2025年4月 現在）

